

独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織・業務全般の見直しに関する当初案

平成 19 年 9 月 21 日
経 済 産 業 省

1. 中小企業基盤整備機構に関する基本認識

(1) 中小機構の設立経緯と基本的役割

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として、平成 16 年 7 月に設立された。

このため、中小機構は、全国の中小企業に対して、それぞれの発展段階（創業・新事業展開、経営基盤の強化、経営環境変化への対応等の各段階）に応じて必要となる様々な支援を、機構自らが提供するか、或いは、他の支援機関等と連携協力して確保することを基本的な役割としている。

中小機構は、その設立にあたり、旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団及び旧産業基盤整備基金が行っていた業務を再編統合し、中小企業基本法第二章で定める基本的施策に対応した、「1. 創業・新事業展開の促進」、「2. 経営基盤の強化」、及び「3. 経営環境変化への対応」という 3 つの事業の柱に加えて、あらかじめ終期を明確にした「4. 産業用地の提供等の期限付き業務」の 4 つの事業に整理し、これまで業務を推進してきた。

(2) 三法人の統合を踏まえた効果的・効率的な業務運営への取り組み

① 政策課題を踏まえた一体的な支援機能

中小機構は、その発足以来、三法人の経営資源、ノウハウを横断的に活用して、専門家派遣や相談・助言、ビジネスマッチング等々の業務を核に、より専門性の高い中小企業政策上の課題を積極的に付加・融合させ、中小企業支援のワンストップ機能を目指した。加えて、これら支援業務に高度化事業、ファンド出資事業等の業務を有機的に結びつけて展開することに努め、関連業務が一体的に執行されるよう、効果的・効率的な業務管理を行っている。

そのため、中小機構発足以来、柱とする 3 つの事業それぞれの分野において、異分野の中小企業連携による新事業開拓の支援（新連携支援）や中小企業による地域資源の活用の促進（地域資源活用支援）、地域中小企業の早期事業再生の円滑化の支援（再生支援）、後継者への円滑な事業の承継による我が国中小企業の経営資源の確保と向上（事業承継）など、その後の国内外の経済情勢等を反映し

てより高い専門性等を要する支援業務についても、中小企業支援策のニーズに応じて、独立行政法人としての機動性を発揮し、新たな施策ニーズに応じた機動的な組織変更や柔軟な人員配置の見直しを行い、新規施策と既存施策の相乗効果が発揮されるような体制の整備を行ってきた。

② 業務の質・量の向上を確保した常勤職員数、人件費等削減

新規業務を行うために必要な人員は、常勤職員数を今中期目標期間中に99名削減することを目標に職員数全体を削減する中で、産業用地事務所の統合等を加速させることによる部局を越えた内部職員の積極的な再配置によって対応した。

また、業務展開にあたっては、全国に新たに9つの支部を設置し、支部に職員を重点的に配置するなど、旧三法人が有する経営資源を最大限に活用し、現場の中小企業のニーズに応じつつ、全国的な総合支援の実施に努めた。

さらに、統合後も中小機構では継続して業務の効率化に取り組み、一般管理費や人件費、職員数の大幅な削減を達成している。また、旧地域振興整備公団から引き継いだ産業用地事務所の段階的な支部への統合や大学校と支部の一体化、給与支払事務等の民間委託の積極的活用などにも取り組んできた。

③ これまでの成果

こうした取組みの中で、平成18年度まで、中小機構は、ハンズオン事業、中小企業大学校等において、対応件数等の実績を伸ばすとともに、中期計画で規定した目標を上回って達成し、期限付き業務においても、工業団地の販売実績を目標以上に上げるなど、着実に業務成果を上げてきたところである。

(3) 今後の中小機構に期待される役割

中小機構は、我が国唯一の、創業・新事業展開、経営基盤の強化、経営安定の強化といった中小企業基本法に基づく政策体系に応じて、高度な専門性を有する課題に対して様々な支援機能を連携して支援を講じうる主体としての、その特長をより発揮していくとともに、今後とも、中小企業政策の要請を受けて、これまでのノウハウを活かしつつ機動的な支援を行い、中小企業政策の中核的な実施機関としての役割を果たしていくことが求められる。

限られた職員・交付金予算等の経営資源の中で、業務運営をより一層効率化しつつ、上記役割をより発揮していくためには、類似の支援機能を有する地方公共団体等他の機関との役割分担を明確化していくとともに、これら他の機関の支援機能との連携、また、中小機構で培ったノウハウの共有などの指導・助言を充実して、全体としてのシナジー効果の発揮を図っていくことが求められる。

2. 組織・業務の見直しの方針

(1) 創業・新事業展開

① 現在の実施業務

ハンズオン支援（経営・技術・財務・法律・知財などの専門家や大企業OBを活用した専門家派遣、販路開拓支援等）、中小企業総合展などのビジネスマッチング、新連携支援、事業化助成金の交付、ファンド出資（ベンチャーファンド、がんばれ！中小企業ファンド）及びインキュベーション施設を活用した創業・新事業支援（施設整備とインキュベーションマネージャーによる入居企業に対する経営支援等）の事業を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

ベンチャー企業育成等による創業や中小企業による新事業展開への支援は、我が国の経済成長の確保や雇用を創出する上で引き続き重要な政策課題であり、その政策課題に応じた支援機能が必要である。

ただし、地方公共団体等中小機構以外の機関でも実施されている支援との関係を踏まえ、中小機構は、我が国唯一の中小企業政策全般にわたる支援・実施機関としての特長を発揮するため、地方公共団体を含む多様な支援機関を支援する機能及び地方公共団体等では対応できない分野の支援機能に重点化するとともに、他の支援機関との連携によるシナジー効果の向上を図る必要がある。

③ 個別業務の見直し方針

ア) ハンズオン事業、ビジネスマッチング事業

ハンズオン事業については、都道府県等の実施機関との役割分担を踏まえ、中小機構は、国が示した中小企業政策上必要な課題に対応した支援や、都道府県の支援センター等では対応が困難な案件に対する支援に限定する。また、都道府県の支援センター等との連携による、地域における中小企業支援のシナジー効果の向上を図る。

ビジネスマッチング事業については、中小機構は、全国組織の特性を活かした全国的なマッチング機会の提供や、政策課題に対応した分野に特化したものに限定する。

イ) 新連携事業

国の重点施策として法律に基づき平成17年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、着実にこれを推進する。

ウ) スタートアップ助成金

平成20年度をもって当該助成金を廃止する。

エ) ファンド出資事業

平成18年12月24日付け「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」（以下「融資業務等の見直し方針」という）で示された見直しの方向に沿って、外部有識者からなる評価委員会を設置し評価手法等の検討を進め、適切に事業を運営する。

オ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費補助金

平成19年度をもって当該補助金を廃止する。

(2) 経営基盤強化

① 現在の実施業務

経営相談（窓口相談や電話相談）・助言（環境安全対策、IT化等に関する専門家による助言）・情報提供（J-net21、各種セミナーの開催）、中小企業大学校等による人材支援、高度化事業、及び地域資源活用促進を含む中心市街地・地域産業の活性化支援に関する業務を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

発展段階にある中小企業が抱える経営課題は極めて多様であり、中小機構に限らず、いずれの支援機関においても単独ですべての課題に対応した支援を行うことは、費用対効果の面で支援の方法としては最適とはいえない。

このため、中小機構は、事業承継や知的資産経営など専門的で新たな経営課題への対応、また、地方公共団体や民間等を含めた支援機関と連携し、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能に重点化するとともに、多様な経営課題に立ち向かう人材や中小企業の経営管理者の能力開発に注力する。

③ 個別業務の見直し方針

ア) 経営相談・助言・情報提供業務

相談・助言業務については、都道府県の支援センター等との連携による、地域における中小企業支援のシナジー効果の向上を図った上で、事業承継や知的資産経営など中小企業政策上必要な課題の解決に特化した分野の支援や、都道府県の支援センター等では対応困難な案件に対する支援に限定する。

情報提供業務のうち、インターネット等を活用した施策情報等の提供については、全国の情報の結節的機能を適切に果たすべく引き続きサービスを充実する。

セミナー開催による情報提供については、民間を含めた他機関との重複の

ないよう、内容を精査の上、政策課題を踏まえたものを実施する。

イ) 研修業務（中小企業大学校）

中小企業大学校による研修業務については、現在旭川校において市場化テスト（モデル事業）を実施しているが（平成18年10月～平成20年3月）、次期中期目標期間中に、全ての大学校において、企業向け研修への市場化テスト導入を図る。その際、旭川校で実施中のモデル事業で抽出された課題（事業受託者による地域ニーズを反映した研修企画の在り方、事業受託者選定の際の評価の在り方等）を検討し、積極的に対処する。

ウ) 高度化事業

高度化事業については、「融資業務等の見直し方針」に沿って、制度・運用のさらなる改善、新たな融資案件の精査・限定を行うとともに、平成17年度末の不良債権額を平成22年度末までに概ね半減する目標の達成に向けて、着実に不良債権の削減を推進する。

エ) 地域産業の活性化支援業務

中心市街地の活性化事業については、国の重点施策として平成18年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、引き続き着実にこれを推進する。

地域資源活用の促進を含む地域産業の活性化支援業務は、国の重点施策として平成19年度から開始されたところであり、政策実施機関である中小機構は、引き続き着実にこれを推進する。

(3) 経営安定強化

① 現在の実施業務

中小企業再生ファンド等による再生支援業務、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度及び災害対策関係業務を行っている。

② 事業分野全般の見直し方針

廃業、倒産、再生、災害等への円滑な対応を支援するセーフティーネット機能は今後とも極めて重要であり、特に共済事業における資金運用効率の向上や財務状況のより一層の改善を図りつつ、引き続き着実に事業を推進する。

③ 個別業務の見直し方針

ア) 再生支援業務

各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会の活動を支援するための中小企業再生支援全国本部にかかる業務については、平成19年度からの国の重点施策であり、中小機構は、積極的にこれを推進し、全国の中小企業再生支援協議会の活動を支援する。

イ) 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度等

小規模企業共済制度については、資産のより安全かつ効率的な運用を図り、繰越欠損金の削減を図る。中小企業倒産防止共済制度については、貸付債権の更なる回収率向上に努める。また、両共済制度については、加入者に対するサービスの改善を図ることにより、制度を安定的に継続させる。

大規模災害が発生した際には、被災者、被災自治体等の意向を踏まえつつ、迅速性をもって引き続き着実に支援を行う。

(4) 期限付き業務

① 現在の実施業務

期限付き事業として、産業用地の提供業務、繊維構造改善事業及び債務保証等業務を行っている。

② 個別業務の見直し方針

ア) 産業用地の提供業務

法令に基づき、平成26年3月までに終了させる。

イ) 繊維構造改善事業

法令に基づき、平成22年5月までに終了させる。

ウ) 直接出資・債務保証業務

「融資業務等の見直し方針」の指摘を受けて今中期目標期間中に廃止することとされている業務を廃止する。産業活力再生法に基づく債務保証（事業革新設備）及び出資業務は既に廃止したところであるが、中小企業新事業活動促進法、TLO法に基づく業務についても今中期目標期間中に廃止する。

3. 業務運営の効率化

(1) 業務運営全般の効率化

人件費総額については、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減する。一般管理費、運営費交付金事業費の削減努力を継続するとともに、民間委託を拡大し、経費の節減を図る。また、テレビ会議等を積極的に活用し、業務運営を効率化させる。

(2) 随意契約の見直し

原則としてすべての契約を一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）に移行させる。

加えて、価格競争要素を取り入れた企画競争入札要領を作成のうえ、適用を開始し、一般競争入札等によることが難しい案件についても経費の節減効果が得られるようにする。

(3) 保有資産の見直し

中小機構が保有する職員宿舎について、既に一部の職員宿舎で売却処分を実施済みであるが、その他の職員宿舎についても、利用度を精査の上、利用率が低いものは売却処分する職員宿舎処分計画を平成19年度中に作成する。

(4) 自主性・自律性の確保

コンプライアンス担当部門を強化する等により、法令遵守にかかる内部統制機能を強化する。

また、重要な業務については外部有識者からなる評価委員会等の意見を聞きながら業務運営を行う一方、内部監査機能を充実させることにより、ガバナンスを充実する。

管理会計を徹底し、事業細区分（セグメント）ごとの財務会計情報を有効に活用し、業務を効率化させる。

(5) 産業用地事務所及び開発所の支部への統合

今中期目標期間中に、産業用地事務所（3カ所）及び開発所（3カ所）を全廃し、地方支部に統合する。